

大阪府所管 障がい児通所支援サービス事業所 管理者 様

大阪府障がい福祉室生活基盤推進課長

送迎用自動車における安全確保の徹底及び置き去り防止のための
安全装置の設置等について（通知）

日頃は、障がい児通所支援事業の適切な運営に御協力いただきありがとうございます。

令和 4 年 9 月に静岡県牧之原市で発生した、認定こども園における送迎用バスにおける置き去り死亡事故を受け、これまで、国、大阪府においては各種対策を実施してきたところです。

これから夏季に向け、車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇することから、あらためて、下記の事項に留意いただき、こどもの安全の確保に向けた今一度の確認と、万が一、送迎用自動車への安全装置が未設置の場合は、至急の設置をお願いします。

1. 送迎用自動車への安全装置の装備について

（児童発達支援、放課後等デイサービス・令和 6 年 4 月 1 日から完全義務化）

- ① 通所を目的とした自動車のうち、座席（※）が 2 列以下の自動車を除くすべての自動車の、原則として安全装置を設置しなければならない。

（※「座席」には、車いすを利用する障がい児が当該車いすに乗ったまま乗車するためのスペースを含む。義務となる送迎用自動車の考え方については裏面参照）

- ② 以下のリストに掲載の安全装置を装備すること

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて | こども家庭庁 (cfa.go.jp)

URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

2. 利用児の所在確認について（全サービス）

通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、こどもの自動車への乗降車の際に、点呼等の方法によりこどもの所在を確認してください。

3. 安全計画の策定について（全サービス・令和 6 年 4 月 1 日から義務化）

- ① 事業所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。
- ② 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- ④ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

4. その他

こども家庭庁のホームページにて、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」や同マニュアルを解説した動画等が掲載されています。今後の安全管理対策に活用してください。

（参考 URL）

[送迎用バスの安全対策 | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/)

大阪府福祉部 障がい福祉室生活基盤推進課
指定指導グループ

06-6941-0351（内線 2482・2462・6696）

(参考) 義務となる送迎用自動車のイメージ

(令和5年1月6日 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会資料より抜粋)

